

長期履修制度について

制度の概要

本大学院では、大学院修士課程の入学から修了までの標準修業年限を、2年と定めています。この制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間(在学期間は4年を超えることができません)にわたり計画的に教育課程を履修し修了したい旨を申し出た時は、個別に審査の上、その計画的な履修を認めることができる制度です。

なお、入学後に履修期間の変更を希望する場合は、指導教員と相談した上で、1年次後期に必要な書類を学務部に提出してください。研究科会議で審議の上、1回のみ変更が認められます。

対象者

職業を有している等の事情により、定められた標準修業年限では大学院の教育課程の履修が困難な者に限ります。

職業を有している等とは、有職者(臨時雇用・非常勤を含む)、家事、育児、介護等の事情により、いわゆるフルタイム学生として履修が困難な事情にあることをいいます。

申請手続き

事前相談を実施の上、本学公式サイトから「大学院長期履修学生申請書」をダウンロードしてください。必要事項を記入し、出願書類提出時に提出してください。